

## 広島高速道路公社改革に関する取組について

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、高速5号線シールドトンネル工事契約手続きにおいて不適切な対応があったことなどから、昨年11月に「再発防止の具体的な取組」を公表し、その取組を進めているところです。

また、本年1月には、公社内に公社改革推進チームを設置し、再発防止策の確実な推進に努めるとともに、公社組織全体を視野に入れた「公社改革」についても並行して検討しています。

公社は、後述の「改革の考え方」を踏まえ、将来の公社運営体制の構築に向けて、適宜、多分野からの有識者からのご意見も伺いながら、長期的な視点で検討を行ったうえで取組を行ってまいります。

「改革の考え方」に基づいたより具体的な取組の全体像についても、できるだけ早期に公表する予定としていますが、まずは、令和2年4月1日から実施する取組についてお知らせします。

### 1. 改革の考え方

公社は、再発防止に止まることなく、これを改革のきっかけとして捉え、健全で円滑な公社運営が持続的に可能となるよう、県・市の議会及び県監査委員からの指摘も踏まえ、仕事を動かす「組織体制」、組織を動かす「人」、人を動かす「意識」の、3つを柱として取組をまとめ、改革を進めます。

### 2. 令和2年4月1日から実施する取組

#### (1) 理事直轄の「技術監理課」の設置【組織体制の改革】

「技術管理課」を「技術監理課」に名称変更の上、これまでの業務に加え「再発防止の具体的な取組」の実施状況の監理などを行います。また、事業部門に対する客観性を高めるため、理事直轄とします。

#### (2) プロパー職員の管理職等への登用【人の改革】

令和2年4月1日付け人事異動で、ノウハウと経験を積んだプロパー職員を、公社初となる管理職として、交通管理課長へ配置します。